

◆県の評価に関して◆

* 本調査は、平成23年度（調査対象年度は平成21年度）から開始しており、10年目の調査となります。

【調査項目】

①受診者の把握、②要精検率の把握、③精検受診率の把握、④精密検査結果の把握、⑤偽陰性例（がん）の把握、⑥不利益の調査、⑦生活習慣病検診等管理指導協議会の組織・運営、⑧事業評価に関する検討、⑨事業評価の結果に基づく指導・助言、⑩事業評価の結果の公表に関する遵守度（73項目）

【評価方法】

対象となる検診実施機関から提出のあった調査項目のうち、●項目（61項目）の遵守状況により、次の方法で評価しています。

ランク	調査項目	項目数
A	すべて満たしている	61項目 すべて満たしている
B	一部満たしていない	1～18項目 満たしていない
C	相当程度満たしていない	19～36項目 満たしていない
D	大きく逸脱している	37項目以上 満たしていない
Z	回答がない、または部会が存在しない	

【評価結果】（詳細な結果は、別表を参照）

* 令和2年度実施分の評価は、「B」です。

本県では一部に把握できていないデータがあり、基準を満たせない項目がありましたが、今後可能な限り基準を満たせるように、引き続き努力する予定です。

【経年推移】

	H30	R1	R2
評価	B	B	B